

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸浩  
岩手県監査委員 五味 克仁  
岩手県監査委員 中野 玲子

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局代決専決規程（平成7年岩手県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(総括課長共通専決事項) 第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 特命課長及び総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。 (3) 特命課長及び総括課長が指定する職員の休暇その他の服務に関する事。 (4)～(7) [略]	(総括課長共通専決事項) 第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>企画指導監</u> 、特命課長及び総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。 (3) <u>企画指導監</u> 、特命課長及び総括課長が指定する職員の休暇その他の服務に関する事。 (4)～(7) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。